

## 第 1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における地元産木材の利用促進に向けた取り組み、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

## 第 2 公共建築物等における木材の利用の促進の意義

町が公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する町民の理解を深める。

### 1 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く町民一般の利用に供されるものであり、町による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、町民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

### 2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

## 第 3 公共建築物等における地元産木材利用の目標

次に掲げる目標に沿って地元産木材の利用促進を図るものとする。

- (1)公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合は、地上 2 階建て以下、かつ延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>以下の施設は、地元産木材を使った木造化に務める。また、木造化が困難な場合においては、内装等に積極的に地元産木材を使った木質化に務める。
- (2)その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、地元産木材を使った物品を積極的に利用する。
- (3)地元産木材の利用に対する町民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する公共建築物に準ずる施設、住宅、店舗、事務所等の施設においても、地元産木材の積極的な利用を促進する。

#### 第4 地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等

地元産木材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物とし、あらゆる分野での地元産木材の利用に務める。

- 1 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- 2 机等の備品、消耗品
- 3 その他、公共の用に供する工作物等

#### 第5 地元産木材の利用促進に向けた取り組み

##### 1 町の取り組み

町は公共建築物等における木材の利用に務めるとともに、民間団体その他の関係者の協力を得つつ、必要に応じて以下のような地元産木材の利用促進を図る。

- (1) 木材の供給体制の整備
  - (2) 木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供など
  - (3) 木材の特性やその利用の促進の意義についての町民理解の醸成
- ##### 2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

林業事業者、木材加工業者、建築業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、町や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に務める。

#### 第6 その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項

##### 1 地元産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に務める。